

光通信グループ

ひかり健康保険組合

平成 30 年 5 月 31 日

健 康 診 断 実 施 要 領

一部の適用事業所を除き、適用事業所と健康保険組合の共同事業として定期健康診断を行う。

提携医療機関の費用は契約健診機関（ウェルネス・コミュニケーションズ）から健康保険組合に請求され、健康保険組合が立替えて支払う。（個人負担無し）

このうち、法定健診費用については健康保険組合から事業主に請求する。

34才以下の方も本人の拒否が無い限り35才以上項目のうち血液検査を実施する。また、希望制で25歳以上の女性被保険者を対象に乳癌検査及び子宮癌検査を、40歳以上の被保険者に胃部検査を実施する。契約健診項目以外の追加は無しとする。二次検査判定該当者の再検査・精密検査（二次検査）費用は被保険者負担とする。尚、腹囲測定は全年齢に実施する。

＜対象者＞：平成30年5月31日時点で被保険者である者（6/1編入事業所の被保険者は6/1時点）

＜実施期間＞：（予約受付）平成30年7月30日～10月29日

婦人科健診予約受付 ～12月25日

（受診期間）平成30年8月13日～11月30日

婦人科健診受診期間 ～平成31年1月31日

＜実施方法＞

1. 巡回健診：巡回健診希望事業所に対し実施

WCC指定の受診票を使用

※巡回は50名～100名以上の事業所より対象（基本）。会場面積80平米以上。レントゲン車：縦9m、横2.5m、高さ3.15m

2. 通院健診：巡回健診希望事業所以外の勤務者

＜受診案内発送＞

1、巡回健診：受診案内をWCCから自宅に送付

受診当日に案内を持参し受診する。

※乳癌検査・子宮癌検査及は巡回健診終了後、後日送付される案内に従って各

自分で予約をし、受診する。

- 2、通院健診： 受診案内をW C Cから自宅に送付
各自で予約（人事が取り纏め予約も可）
予約完了後、受診表をW C Cから自宅に送付
指定機関に受診表持参の上受診
※巡回用と通院用の受診票は別。

<検査項目>

【注意】※※

<結果報告>

- * 個人通知（健康診断レポート）については受診した医療機関より
受診対象者データ上の個人宅宛若しくは実家に発送する。
- * 健診結果集計票・受診一覧・要管理一覧・二次一覧・その他健診関連データについては事業主と健康保険組合がそれぞれ保管・共有する。
- * 労基署提出用健康診断結果報告書（法令用紙）は健診終了後、3月末までに事業主から所轄の労働基準監督署に提出する。
- * WCC は健診結果の統計表作成し、事業主と健康保険組合に提出する。

以上